

入間市新庁舎等整備事業 募集要項等に関する質問に対する回答

令和4年8月1日

民間事業者 各位

入間市長 杉島 理一郎

令和4年7月13日付で公表しました「入間市新庁舎等整備事業 募集要項」等の質問事項について、次のとおり回答いたします。

No	資料名	頁数	大番号	中番号	小番号	項目名	質問	回答
1	募集要項	4	第2章	7	(1)	本事業の対象施設	②改修対象施設において、改修工事における解体、改修内容の確認のため早期にAB棟、C棟の現地調査が必要です（別紙9-1 2「調査の上必要に応じて改修を行う」）。提案検討のため8/前半の調査（2日間）を希望しますがご対応いただけるでしょうか。あるいは6/2質疑回答95、96の扱いとなるでしょうか。	調査の内容にもよりますが、検討して可能であれば市公式ホームページにて周知いたします。
2	募集要項	5	第2章	7	(4)	本市が実施する業務	売店の運營業務を市で実施する場合、弁当・惣菜等を含めどのような物品の販売を予定されているでしょうか。	食品（弁当・惣菜等）、日用品等を想定しています。ただし、任意事業として、その他に職員の昼食需要を満たす内容の提案があった場合は、その内容を踏まえて販売する物品等の内容を検討いたします。
3	募集要項	6	第2章	7	(6)	事業期間	任意事業に伴う土地等の貸付期間の上限は事業終了時までですが、それを超えない範囲であれば想定事業期間の定めはなく、事業者の提案により事業期間を定める、との理解でよろしいでしょうか。	事業用借地権の設定を想定しており、10年以上の借地期間とする必要があります。事業期間についての詳細は、本市との協議により決定することとします。
4	募集要項	6	第2章	7	(6)	事業期間	任意事業について、不採算等の理由で、提案内容・期間を満たさずに撤退した場合、特段のペナルティなしとの理解でよろしいでしょうか。	任意事業に関しては、別途契約を締結する予定であり、契約の中で撤退の際の条件について規定することとなります。また、契約前に提案を満たさないことが明らかになった場合については、事業者選定の正当性について確認することとなります。
5	募集要項	6	第2章	7	(6)	事業期間	事業期間はあくまで想定と理解しておりますが、棟ごとにおける新築、改修、解体撤去のそれぞれの想定期間をお示しいただけますでしょうか。6/2質疑回答3では新庁舎新築、C棟改修、AB棟解体、市民協働棟新築などが重複しており不明です。	6月2日に公表した質疑回答の3（実施方針（案）等に関する質問・意見に対する回答）で提示した期間内等で詳細はそれぞれ検討し、提案してください。
6	募集要項	6	第2章	7	(6)	事業期間	早期の供用開始を認めるとありますが、早期供用開始は評価項目の対象となりますでしょうか。	資料2事業者選定基準（P5）において「工事期間の短縮、早期の供用開始に関する優れた提案があるか」という評価項目を設けており、対象となります。

No	資料名	頁数	大番号	中番号	小番号	項目名	質問	回答
7	募集要項	6	第2章	7	(6)	事業期間	早期の供用開始となった分だけ維持管理運営業務期間を前倒しする予定とありますが、施設により維持管理運営終了時期が異なることにより管理体制にずれが生じ円滑な全体管理ができるか懸念があります。ずれが生じないよう前倒し終了分の維持管理費を追加措置し全体の管理体制を維持する等の対応はしていただけるでしょうか。	前倒し終了分の維持管理費の追加措置については別途協議します。
8	募集要項	6	第2章	7	(6)	事業期間	開業準備期間は6/2質疑回答4の通りでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	募集要項	6	第2章	7	(6)	事業期間	要項上、改修業務期間が令和7年4月～令和9年3月、解体撤去業務期間が令和8年4月～令和10年3月となっておりますが、C棟改修工事中にA・B棟の解体を開始してもよいとの認識でよろしいでしょうか。	C棟の改修中はA・B棟を使用している想定であることから、原則、C棟改修後にA・B棟を解体してください。ただし、「職員や来庁者の庁舎利用に支障をきたさない」かつ「市にメリットがある」提案であれば、C棟改修工事中にA・B棟の解体を開始することも可能です。
10	募集要項	6	第2章	7	(6)	事業期間	解体撤去業務期間の令和8年4月～令和10年3月の中に市民協働棟新築工事期間が含まれないと考えてよろしいでしょうか。	市民協働棟の建設を含め施設整備期間は令和5年4月～令和10年3月の間で提案してください。
11	募集要項	6	第2章	7	(8)	本事業における事業者の収入	①建設業務等の支払いについて、6/2質疑回答6がありますが、年度末出来高払いも想定されておりますでしょうか。	年度末出来高払いについても想定します。
12	募集要項	9	第2章	7	(9)	契約金額の上限額	事業費のそれぞれの税抜き価格をお示し頂けないでしょうか。	提示できる事業費は募集要項に示した予定価格とご理解ください。
13	募集要項	9	第2章	7	(9)	契約金額の上限額	土壌汚染履歴はないとのことですが、自然由来の汚染土壌処理費が生じる可能性があります。処理費用はアスベストと同様に別途協議の上、市が負担されるという理解でよろしいでしょうか。(要求水準書P47 2(4)①も同様)	基本的なリスク分担の考え方はお見込みのとおりです。詳細は契約書において定めます。
14	募集要項	12	第3章	2	(2)	添付書類	④納税証明書について、いくつか種類がございますが、どの種類を想定しておりますでしょうか。	本市が発行した市民税に関して未納の税額がないことを証明する納税証明書(納税の義務がない場合は不要)、法人税、消費税及び地方消費税に関して、本店所在地の管轄税務署が発行した国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号その3、又はその3の3による納税証明書になります。

No	資料名	頁数	大番号	中番号	小番号	項目名	質問	回答
15	募集要項	14	第3章	2	(2)④	個別対話の実施	個別対話の内容は非公開となりますでしょうか。	個別対話の内容は基本的には非公開となります。ただし、公平・公正な事業者公募の観点から必要と思われる事項については、公表する場合があります。
16	募集要項	17	第3章	3	(2)	応募者の共通の資格要件	⑩市内企業の定義をご教示いただけませんか。	市内企業の定義は、市内に事業所（本店・支店）を構えていることとします。
17	募集要項	17	第3章	3	(2)	応募者の共通の資格要件	応募者や発注者に市内企業を含むとありますが、発注先に市内企業を含んでいる場合、応募者に市内企業を含まなくても良いという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	募集要項	17	第3章	3	(3)	応募者の業務別の資格要件	開庁準備業務の参加資格は不要という理解でよろしいでしょうか。	(2) 応募者の共通の資格要件を満たしていれば開庁準備業務に関する資格要件は問いません。開庁準備業務を行える体制とノウハウがあることが必要になります。
19	募集要項	20	第4章	2		予想されるリスクと責任分担	募集要項からリスク分担表が削除されましたが、基本契約案などには同等の記載はないようです。基本的事項の相互確認のため復活していただけないでしょうか。	「実施方針」でお示したリスク分担の考え方を基本に、事業に関する契約等のなかで市と事業者との協議によりリスクと責任分担を決めていきます。
20	募集要項	20	第4章	3	(2)	その他	コンストラクションマネージャーの契約等に係る費用は貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	資料1 要求水準書	5	第1章	2	(10)	実施体制	統括管理技術者について、配置期間は解体撤去業務期間が完了する令和10年3月までと考えますがよろしいでしょうか。	設計施工の期間と同時期を見込んでいます。提案により早まる場合は、その時期までとなります。
22	資料1 要求水準書	10	第2章	1		敷地概要	「敷地面積20,233.01㎡」とありますが、根拠となる図面（求積図等）があれば、ご提示いただけますでしょうか。	提示が可能なものについては、本質問回答と同時に市公式ホームページにて公表します。
23	資料1 要求水準書	14	第3章	1	(2)	施設規模	「合理的と認められる理由がある場合、下限値は提案によることとします。」とありますが、合理的とは、別紙5で示された諸室規模・構成及び性能を満たすことと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書の別紙5で示した諸室規模・構成及び性能を満たすことは前提になります。合理的とは、「職員や市民の利便性を損なわない」、「業務に影響がない」、「その他に著しい支障をきたさない」等の視点から判断します。
24	資料1 要求水準書	14	第3章	1	(3)	施設整備手順	A・B棟仮移転、および改修後のC棟移転を想定している部署名、面積をそれぞれ教示いただけるでしょうか。	執務室計画については、令和4年度末までにはお示しする予定です。

No	資料名	頁数	大番号	中番号	小番号	項目名	質問	回答
25	資料1 要求水準書	14	第3章	1	(3)	施設整備手順	改修後のC棟移転の際、新庁舎に入居済みの部署も含めた再配置も検討されるでしょうか。	新庁舎に移転済の部署は極力再配置はしない予定です。
26	資料1 要求水準書	26	第3章	4	(1)	基本的事項	改修対象施設の修繕に関して、調査の上必要に応じて改修を行う。と別紙9に記載がありますが、改修内容が確定していない提案段階では、修繕費・計画が判断しかねます。修繕費用に関して、改修内容次第で大幅な増減があると考えますので、今回修繕対象施設からは、除外もしくは、管理開始後に修繕計画・費用の見直しを必要と考えますがいかがでしょうか。	修繕費用については、募集要項に示した「契約金額の上限額（予定価格）」の範囲内で、具体的な工事内容と合わせてご提案ください。実際の工事及び修繕における提案との乖離について合理的な理由がある場合、別途協議を行います。
27	資料1 要求水準書	33	第3章	7	(6)	発電設備	太陽光発電装置及びモニターの設置は、市が別途別事業者を選定し別途負担で行うという理解でよろしいでしょうか。（要求水準書P26 4（3）記載）	要求水準書P3 3等に記載のとおり、本事業において太陽光発電設備及びモニターの設置、管理等を行うこととなります。一方、要求水準書P2 6に記載のとおり、駐車場棟の屋上には市の負担により、別途太陽光発電装置及びモニターを設置する予定であり、駐車場棟の改修工事の際には、当該事業者と協議が必要となります。
28	資料1 要求水準書	52	第9章	1	(1)	本施設の開庁時間等	市民協働棟の夜間・休日の市民等の利用について可能性がありますか。	市民協働棟の夜間・休日の市民等の利用については、市主催の事業・イベントの場合のみを想定しています。
29	資料1 要求水準書	52	第9章	1	(1)	本施設の開庁時間等	市民協働棟の会議室等を利用して事業者による提案事業を実施することはできますでしょうか。開庁時間内・閉庁日のそれぞれについて教えてください。	市民協働棟は、会議室等を含め本市が業務上使用するスペースです。従って、事業者が事業を行うことは想定していません。ただし、市民協働棟に配す機能以外の提案（任意事業）については、具体的な提案内容により判断します。
30	資料1 要求水準書	55	第9章	1	(6)	①消耗品の負担	トイレトーパーや水石鹸等の衛生消耗品は本市の負担とするとの記載がございますが、アルコール消毒液、ペーパータオルの設置がある場合の負担区分をご教示願います。	アルコール消毒液等の衛生消耗品は市負担とします。
31	資料1 要求水準書	55	第9章	1	(6)	②光熱水費の負担	光熱水費は原則、本市の負担との記載が御座いますが、本市で設置される自動販売機の運営にかかる光熱水費は本市にてご負担頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	自動販売機等の運營業務は、別途事業者を選定しますので、それにかかる光熱水費は市が当事業者に請求します。

No	資料名	頁数	大番号	中番号	小番号	項目名	質問	回答
32	資料1 要求水準書	65	第9章	9	(2)	①建物内清掃	清掃業務は利用者の妨げにならないように実施との記載がございですが、共用部及び専用部でそれぞれ清掃可能な時間帯をご教示願います。	清掃可能な時間帯は契約時に協議します。 原則、8時30分から17時15分とし、職員や利用者の妨げにならないように実施してください。
33	資料1 要求水準書	68	第9章	11	(2)		外部から侵入を受ける可能性のある1層目および2層目の外部に面した室・・・とありますが、ここでいう1層目・2層目はどの部分を想定していますでしょうか。	新庁舎、C棟、市民協働棟の1階および2階を想定しています。
34	資料1 要求水準書	69	第9章	12	(2)	修繕計画書	提出後の修繕計画書につきまして、維持管理業務開始後の現地調査の結果に応じて、計画書の適宜変更は可能でしょうか。	修繕計画書について維持管理業務開始後の現地調査結果に応じて、適宜変更することは可能です。市の承認が必要となります。
35	資料1 要求水準書	71	第9章	14	(1)	業務の内容	駐車場棟のみ(時間貸部分を除く)の維持管理という認識でよろしいでしょうか。	駐車場棟と駐輪場の維持管理が主な業務となります。なお、来庁者用の平面駐車場は別途事業者へ委託する予定ですが、来庁者用の平面駐車場のゲートが故障するなどの際には委託先が到着する間、交通整理などの一時対応はしてください。
36	資料1 要求水準書	75	第10章			行政財産使用料	職員の昼食需要に対応し、開庁日の正午を中心に時間限定で弁当・総菜等を出張販売する場合、行政財産使用料の利用時間に応じた減免や無償利用等の措置をご検討いただけますでしょうか。	原則、使用料は当市行政財産の使用料に関する条例に基づき、請求します。使用料に係る減免措置等については特別な理由がある場合に検討します。
37	資料1 要求水準書別紙6 市民協働棟・市民広場に関する考え方	3			(2)	②整備条件	「新庁舎とあわせて一棟で整備することを妨げません。」とありますが、耐震性能は、免震の新庁舎と耐震の市民協働棟をつなげて同一工期でできるように計画してよろしいでしょうか。	市民協働棟について、新庁舎と構造上一体の建物として整備する場合は、新庁舎に求められる要求水準を満たすものとしてください。構造上一体にしない場合は、新庁舎、市民協働棟それぞれの要求水準を満たしたうえで、同一工期で計画いただくことについては問題はありません。ただし、ローリング計画の成立性等について十分にご配慮ください。
38	資料1 要求水準書別紙6 市民協働棟・市民広場に関する考え方	3			(2)	②整備条件	「市民協働棟の機能については1階または2階に設けるものとします。」とありますが、市民窓口の配置についても、1階または2階に配置できるものと考えてよろしいでしょうか。	市民協働棟と新庁舎を別棟で整備する場合は、市民協働棟に市民窓口を配置しません。 市民協働棟と新庁舎を1棟で整備する場合は、「市民協働の場を十分に確保し、要求水準による機能を満たすこと」と「市民協働棟と執務室空間をセキュリティ上、明確に区分すること」が可能であれば市民窓口を1階または2階に配置することも可能です。

No	資料名	頁数	大番号	中番号	小番号	項目名	質問	回答
39	資料1 要求水準書別紙6 市民協働棟・市民広場に関する考え方	3			(2)	②整備条件	「市民協働棟の機能については1階または2階に設けるものとします。」とありますが、市民窓口の配置についても、1階または2階以外の階への配置は可能と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書P3(4) 施設の特徴①にあるとおり、窓口の配置は低層階(1・2階)に配置し、関連窓口を近接させることとします。市民窓口を3階以上に配置する考えはありません。
40	資料1 要求水準書別紙9-1 既存施設改修内容_改修対象施設について	1				既存施設改修内容	必要に応じて改修との記載がありますが、駐車場棟は『入間市新庁舎等整備実施計画(成案)』では改修費予算がみられていないことから提案時点では改修不要と捉え、6/2質疑回答96のとおり提案後に市協議により別途増減清算するという理解でよろしいでしょうか。	改修は本事業の範囲内です。改修に関する費用については、募集要項に示した「契約金額の上限額(予定価格)」の範囲内で、具体的な工事内容と合わせてご提案ください。実際の工事及び修繕における提案との乖離について合理的な理由がある場合、別途協議を行います。
41	資料1 要求水準書別紙9-1 既存施設改修内容_改修対象施設について	1、2	1、2			C棟、駐車場棟の改修	C棟、駐車場棟の改修部分について、公募段階ではその範囲、数量が確定しておらず、従って維持管理期間中の修繕費を算出するのが困難です。公募段階での提案数量、金額は仮のものとし、6/2質疑回答95、96のとおり提案後に市協議により別途増減清算するという理解でよろしいでしょうか。	改修に関する費用については、募集要項に示した「契約金額の上限額(予定価格)」の範囲内で、具体的な工事内容と合わせてご提案ください。実際の工事及び修繕における提案との乖離について合理的な理由がある場合、別途協議を行います。
42	資料1 要求水準書別紙15 既存庁舎の利用状況					駐車場利用状況	別紙15駐車場利用状況にある「コールセンター入電件数」は要求水準書の13.電話交換業務には含まれていないという認識でよろしいでしょうか。また含まれていないのであれば、現庁舎での電話交換室の受電件数実績を公表頂けますでしょうか。	ご認識のとおり、別紙15「駐車場利用状況」にある「コールセンター入電件数」は要求水準書の13.電話交換業務には含まれていません。また、電話交換室の受電件数実績は公表しません。
43	資料2 事業者選定基準	4		5	(2)	提案内容審査	②提案内容に対する内容審査に関し、具体的な採点方法に関してご教示いただけませんでしょうか。例えば、全ての評価項目ごとに全ての審議会委員が採点を行いその平均値をとる方法、評価項目ごとに専門性等を踏まえ審議会委員がそれぞれ分担し採点を行う方法、評価項目ごとに審議会において協議を行い採点する方法など、色々なパターンが考えられます。	提案審査内容の具体的な採点方法については、公表しません。
44	資料3-1 基本協定書(案)	1	第3条	1項		特定事業契約の締結	「特定事業契約を令和5年3月下旬を目処として締結」とありますが、「維持管理・運営業務委託契約」も同時期までに締結する想定ということでしょうか。	維持管理・運営業務委託契約については、同時期ではなく、維持管理・運営業務期間の開始までに契約を締結する予定です。

No	資料名	頁数	大番号	中番号	小番号	項目名	質問	回答
45	資料3-1 基本協定書 (案)	3	第6条	1項		特定事業契約の不 成立	「維持管理・運営業務委託契約」の記載がないが、議会議決時期(契約締結時期)は異なるということでしょうか。	維持管理・運営業務委託については、当市の「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」上、議会の議決は不要であるため、記載しておりません。契約締結時期についてはNo.51のとおりです。
46	資料3-1 基本協定書 (案)	3	第6条	2項		特定事業契約の不 成立	具体的にどのような事象を想定しているのかご教示いただけないでしょうか。	当条項では、あくまで一般的な契約の不成立であるため、現時点で具体的に想定している事項はありません。
47	資料3-1 基本協定書 (案)	4	第11条	2項		本協定の有効期間	特定事業契約のうち設計施工一括契約、維持管理・運営契約のそれぞれに賠償額の規定があります。すべての特定事業契約が締結され基本協定の有効期間が満了した後も、第4条に基づく賠償額の予定(提案価格の10%、10億強)が継続することは厳しすぎるのではないのでしょうか。	市が設計施工一括契約又は運営・業務委託契約により賠償金を請求する場合は、同一の事項につき、基本協定の規定による違約金を重ねて請求することはありません。基本協定を修正します。
48	資料3-3 設計施工一括 契約書(案)						設計企業を設計専門企業とする場合、建設業許可の有無の関係もあり、建設企業との共同企業体でなく構成企業連名での契約とし契約内で業務分担等を明示することとする、あるいは設計契約と工事請負契約を分離する、については可能でしょうか。	原則としてJVとの契約を想定していますが、設計専門企業が参加する場合は構成企業連名での契約について事業者と協議することとします。 なお、設計契約と工事請負契約の分離については不可とします。
49	資料3-3 設計施工一括 契約書(案)	22	第55条の2	1項		談合等の不正行為 に係る損害の賠償	談合の場合、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金は他事例と比較しても高額であり、現状の違約金では市内企業を含め本事業への参画の障壁となることから、違約金割合を10分の1にする等軽減をご検討いただけないでしょうか。	談合等の不正行為に係る損害の賠償については、当市建設工事請負契約約款第55条の2の割合を参照しているため、変更する予定はございません。
50	資料3-4 維持管理・運営 業務委託契約 書(案)	2	第1章	第4条	2	契約の保証	前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならないとありますが、20分の1、もしくは30分の1など、条件の緩和をお願いいたします。また、条件の緩和が難しい場合、10分の1とする根拠をお示ください。	契約保証金等について条件を緩和する考えはありません。契約保証金等の金額は当市契約規則第26条、当市建設工事請負契約約款第4条の規定に基づくものです。

No	資料名	頁数	大番号	中番号	小番号	項目名	質問	回答
51	資料3-4 維持管理・運営 業務委託契約 書(案)	4	第3章	第14条		公共施設の維持保 全	大規模修繕については、発注者が自己の費用と責任において実施するものとする。とありますが、大規模修繕とは金額によるものなのか、金額ではない場合、どのような規模のものを大規模修繕と想定されておりますでしょうか。	金額の設定はありませんが、電気設備をすべて更新するなどを大規模修繕として想定しております。詳細は別途協議します。
52	資料3-4 維持管理・運営 業務委託契約 書(案)	7	第7章	第28条		損害賠償等	それによって生じた損害を発注者に賠償しなければならない。とありますが、上限額を定めるお考えはございませんでしょうか。	損害賠償について上限を定める考えはありません。
53	資料3-4 維持管理・運営 業務委託契約 書(案)		第44条	1項		談合等の不正行為 に係る損害の賠償	談合の場合、業務委託料の10分の2に相当する額の賠償金は他事例と比較しても高額であり、現状の違約金では市内企業を含め本事業への参画の障壁となることから、違約金割合を10分の1にする等軽減をご検討いただけないでしょうか。	談合等の不正行為に係る損害の賠償については、当市業務委託契約約款第18条1項の割合を参照しているため、変更する予定はございません。
54	資料3-4 維持管理・運営 業務委託契約 書(案)		第49条			任意事業の実施	民間収益事業を提案するにあたり、その実施者が、維持管理業務・運営業務を担当する者と異なる場合、維持管理・運営業務委託契約と切り離して民間収益事業契約を締結することは可能でしょうか。	民間収益を伴う事業等に関する契約については、維持管理・運営業務委託契約とは別に契約を締結することを予定しています。
55	資料5-1 様式集および提 案記載要領	7	第2章	2		企業名の記載	「副本には、一切の企業名称の記載は行わないこと。」とありますが、業務体制及び配置予定職員および実績の提案は、担当者の氏名および実績名称を記入して良いと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
56	資料5-2 様式集 (Word)		(2)				参加資格要件に関する書類につきまして、有する実績は現在履行中の契約も提出してよろしいのでしょうか。	設計・建設・工事監理については、既に完了した契約を実績として記載してください。維持管理・運営については、本事業で行う業務に該当する業務を継続して1年以上受託した契約を実績として記載し、年度の完了報告書等、1年以上受託したことがわかる資料を添付してください。

No	資料名	頁数	大番号	中番号	小番号	項目名	質問	回答
57	資料5-2 様式集 (Word) 様式 2-8					有する実績	該当する実績がPFI事業である場合においては、SPC（自社が出資）との委託契約の実績を記載し、当該契約書等を添付する形でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	資料5-2 様式集 (Word) 様式 G-3-2					修繕計画表	今回の提案様式集の中に修繕計画表が組み込まれております。実施方針（案）等に関する質問・意見に対する回答No.86に、「修繕計画書については、事業者募集の際にご提出いただくものではありません。施設の引渡しまでにご提出ください。」という回答があります。修繕計画は建物診断などの実施によって状態を把握した上で計画する必要があります。応募提案時は除外するべきではないでしょうか。	修繕計画書については、現時点で想定できる範囲で作成し、案として提出してください。建物診断などの実施により精査した計画書は、施設の引渡しまでにご提出ください。
59	資料5-2 様式集 (Excel)	J-1				提案価格総括表	「設計業務、工事監理業務、建設業務に係る費用」とありますが、「調査等業務、設計業務、工事監理業務、建設業務に係る費用」の間違いではないでしょうか。様式J-2、様式J-2別紙に関しても同様です。	ご指摘のとおり修正します。
60	資料5-2 様式集 (Excel)	J-1				提案価格総括表	「合計（税抜き）」と「提案価格（合計（税込み）×100/110）」は同額を記載するという理解でよろしいでしょうか。	様式J-1を修正します。提案価格は税込みとします。「合計（税込み）」と「提案価格（合計（税込み）」は同額を記載してください。
61	資料5-2 様式集 (Excel)	J-1				提案価格総括表	「注2 「設計業務、工事監理業務、建設業務に係る費用」、「開庁準備業務、維持管理・運營業務に係る費用」はそれぞれ募集要項に示す「契約金額の上限額」以下で提案してください。」とあり、「契約金額の上限額」は税込みと理解しております。様式にはそれぞれで税込み金額の記載をする欄がありませんが、どのように記載すべきでしょうか。	様式J-1を修正します。「調査等業務、設計業務、工事監理業務、建設業務に係る費用」、「開庁準備業務、維持管理・運營業務に係る費用」についてそれぞれ税込み金額の記載欄を設けました。
62	資料5-2 様式集 (Excel)	J-2 別紙				提案価格内訳表	様式J-2と様式J-2別紙で記載項目に違いがありますが(様式J-2別紙には開庁準備業務の欄が無い等)、基本的には様式J-2をベースに、適宜欄を行を追加、文字修正しながら作成する、ということよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、様式J-2と様式J-2別紙を修正します。

No	資料名	頁数	大番号	中番号	小番号	項目名	質問	回答
63	その他						既存庁舎で実施しております、床定期清掃、窓ガラス清掃、照明器具清掃それぞれの年間実施回数を参考までにご教示願います。	<p>現庁舎の清掃業務実施状況は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床清掃 <ul style="list-style-type: none"> 奇数月第一土曜日（A・B棟地下1階～2階） 奇数月第三土曜日（C棟3階～5階） 偶数月第一土曜日（C棟地下1階～2階） 偶数月第三土曜日（A・B棟3階～5階） ・窓ガラス清掃 <ul style="list-style-type: none"> 年1回程度の実施を想定します。 ・照明器具 <ul style="list-style-type: none"> 年1回程度の実施を想定します。
64	その他						館内放送等は電話交換業務に含まれますでしょうか。弊社別管理施設にて事例がある為、ご教示願います。	館内放送等は資料1 要求水準書（P70第13項）に記載のある電話交換業務（市が依頼する電話交換関連業務）に含みます。